

令和5年度

土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備
更新工事

特 別 仕 様 書

東北農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則

土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(以下「建築標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(以下「機械設備標準仕様書」という。)に基づいて実施する。

共通仕様書、建築標準仕様書及び機械設備標準仕様書に対する追加事項については、この特別仕様書によるものとする。

第2章 作業内容

1. 目的

本工事は、東北農政局土地改良技術事務所庁舎の維持管理のため、4階研修室の空気調和設備を交換するものである。

2. 作業場所

仙台市宮城野区幸町三丁目14-1

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

I. 機械設備工事(改修)

(1) 4階研修室空調設備屋外機搬入据付け及び屋内機設置・接続

1) ACP-3 ビル用マルチエアコン 屋外機

イ) 数量 1台

ロ) 冷房能力 40.0kw 暖房能力 45.0kw

ハ) 電源 三相 200V 50Hz

二) その他 屋外機用防振平架台 一式

2) ACP-3-1 ビル用マルチエアコン 屋内機 天井埋込形・4方向吹出し

イ) 数量 6台

ロ) 冷房能力 5.6kw 暖房能力 6.3kw

ハ) 電源 単相 200V 50Hz

二) その他 パネル(風向個別制御) 6個
リモコン 6個

(2) 既存機器撤去(天井埋込カセット形) 6台

(3) 気密試験、試運転調整 一式

(4) 有価材計量・構内存置(既存機器) 一式

(5) 冷媒フロンガス抜取・回収・処分 一式

(6) 産業廃棄物処理(廃プラ) 一式

4. 工事数量

別紙工事数量表のとおり。

第3章 施工条件

1. 作業日及び作業時間

平日の作業は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、既存空調設備（屋内機、屋外機）の撤去・搬出及び更新空調設備（屋内機、屋外機）の搬入・設置・接続は、休日（土曜日、日曜日、祝日）に施工し終えるものとする。これによりがたい場合は予め監督職員の承諾を得るものとする。

また、庁舎内では職員が業務を行っているため、業務に支障を与えると想定される場合は、監督職員と調整するものとする。

2. 作業範囲の区分と調整

工事車両の駐車、資材搬入等において、当事務所の一般業務に支障を与えると想定される場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

3. 建材石綿含有調査について

調査により、4 階研修室天井建材（ジプトーン裏面紙）は「含有有り」と結果が判明している。本工事では、天井建材に穴開け等の施工は計画していないが、天井建材の加工等必要がある場合は監督職員へ協議するものとする。

4. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、休日等 69 日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始 6 日、第 3 章 1. に示す休日に行う作業日を含んでおり、休日に作業した場合は、平日に代休日を設定して休業するものとする。

第4章 現場条件

1. 搬入路

庁舎入口の搬入路は幅 5.0m であるが、庁舎南側駐車場への進入路は幅 3.0m、高さ 3.0m の制限がある。

また、4 階研修室への出入りは外階段を使用し、屋上階への出入りは 4 階図書室内に設置されている壁付きステップの使用を考えている。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに関係法規を遵守し、周辺住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事に係る交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 既設構造物等への対応

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事件名	施工時期
令和5年度土地改良技術事務所庁舎内装補修工事	令和5年9月～令和6年3月（予定）

5. 空気調和設備設置に係るクレーン作業について

庁舎4階屋上に設置している既設屋外機の撤去、屋外機の更新設置にあたり、ラフテレーンクレーン4.9t吊級による作業を想定しており、作業範囲は図面1に示すとおりである。

6. 電気主任技術者立会いについて

空気調和設備交換にあたり、電気主任技術者による立会いを求める場合は、作業、日程等について監督職員へ協議を行うものとする。

7. 電気設備改修工事について

空調機の機種決定後、電源仕様、内線規程等により、電気設備改修工事の追加が必要となった場合は、既設動力盤等確認の上、必要となる作業項目及び数量について協議により変更対応とする。

第5章 工事用電力等

この工事に使用する電力及び水道は、受注者の負担とする。

なお、次のものは庁舎の施設を無償で使用できるものとし、その使用期間の維持管理は受注者の責任により行うものとする。

本庁舎のトイレ・手洗い

工事区域の室内照明・コンセント

空気調和設備設置後の試運転・完成検査時の電力

第6章 工事用材料

1. 見本又は資料提出

本工事で使用する工事用材料（空気調和設備）は、使用前に機器仕様書、電源仕様書、外形図等を監督職員へ提出して承諾を得なければならない。

第7章 施工

1. 一般事項

本工事の施工にあたり、庁舎施設、備品等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、損傷を与えた場合には、受注者の負担において適切な処置を講ずるものとする。

また、事前確認により、今回更新する設備以外に不具合が生じている場合は、監督職員へ報告するものとする。

2. 養生

作業による汚染又は損傷の恐れのある場合は適切な方法で養生するものとする。

3. 施工図の提出

機器設置等の施工図を監督職員へ提出し、承諾を得るものとする。

4. 試運転調整

機器等の据付及び諸手続が完了したときは、発注者の立会いのもとで試験運転を行うものとする。

5. 現場発生材の報告

工事施工に伴い撤去した既存機器は、有価物スクラップの金属類として、計量所等で計量した後、構内の指定された場所に存置するものとする。また、金属種別に重量が判別できる写真を添付し、発生材報告書を監督職員へ提出するものとする。

6. 冷媒フロンの回収

空気調和設備の冷媒フロン回収は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、各基準により適正に算定、充填・回収、破壊処理、証明書交付、記録・報告等を行うものとする。

7. 既存庁舎に対する影響

- (1) 屋外機の重量が既存より重くなる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 屋外機の設置位置が既存と異なる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 施工に当たり、既存の庁舎壁面等にアンカー打設又は貫通孔を設ける必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第8章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、1級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士若しくは同等以上の能力を有するものとする。

なお、資格及び能力等を証明する資料は、監督職員に提出するものとする。

2. 施工管理

施工管理及び品質管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事監理指針」によるものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
- (2) 情報共有システムの活用については、農林水産省Webサイトに示す情報共有シ

システム活用要領によるものとする。

(3) 情報共有システムに要する費用は計上していないため、活用する場合は事前に監督職員と協議するものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、「営繕工事写真撮影要領（令和5年改訂）」に基づき、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、使用する機器・ソフトウェア、黒板情報の電子的記入に関する取扱い、写真の納品等について、監督職員へ関係書類を提出するものとする。

第9章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 既設構造物やケーブル等が施工の支障となり、撤去・再設置が必要となった場合
- (2) 工事着手前の確認により施工範囲、仮設計画等に変更が生じた場合
- (3) 空気調和設備の機種決定後、電気設備改修工事の追加が必要となった場合
- (4) 既設設備等の劣化が確認され、補修・更新する必要があるが生じた場合
- (5) 空気調和設備を現況合わせに設置するため、固定具及び付属品等が必要となった場合
- (6) 資材流通状況により、手配に時間を要するなど工期変更が必要となった場合
- (7) 建設資材廃棄物等の処分が変更となった場合
- (8) 冬期作業において、除雪作業が必要となった場合。なお、除雪対象積雪深は10cm以上とする。
- (9) 機器仕様、数量等の変更が生じた場合
- (10) その他本特別仕様書に定めのないもの

第10章 その他

1. 電子納品

工事で作成した書類及び撮影した写真等については、電子データを提出するものとする。

- ・工事関係図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R） 1部
- ・工事関係図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 熱中症対策に係る費用の計上

熱中症対策を実施する場合について、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。

また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

4. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第11章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工 種	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
I. 空調和設備交換					機械設備工事(改修)
1. 直接仮設費					
養生			式	1.0	4階研修室 床
整理清掃後片付け			式	1.0	
2. 空調設備機器費 (4階研修室)	環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年2月24日変更閣議決定)に留意する。				
(1)空調屋外機					
ACP-3	ビル用マルチエアコン空調機 (屋外機)	形式:ビル用マルチエアコン 冷房能力:40.0kW、暖房能力:45.0kW程度	台	1.0	西庁舎屋上へ設置
	屋外機用防振平架台	300H程度 溶融亜鉛メッキ	個	1.0	西庁舎屋上へ設置
	防雪フード	ステンレス製(SUS304等)	個	1.0	西庁舎屋上へ設置
(2)空調屋内機					
ACP-3-1	ビル用マルチエアコン空調機 (屋内機)	天井埋込形・4方向吹出し 冷房能力:5.6kW、暖房能力:6.3kW程度	台	6.0	西庁舎4階研修室へ設置
	空調パネル	風向個別制御	台	6.0	西庁舎4階研修室へ設置
	リモコン		個	6.0	西庁舎4階研修室へ設置
	機器配送費		式	1.0	空調屋内機・屋外機
(3)冷媒配管材料費					
	被覆冷媒配管	6.35φ	式	1.0	
	被覆冷媒配管	12.7φ	式	1.0	
	被覆冷媒配管(保温厚20mm)	12.7φ	式	1.0	
	被覆冷媒配管(保温厚20mm)	25.4φ	式	1.0	
	ACドレンパイプ	25A	式	1.0	
	冷媒ガス	R-410A	式	1.0	
	消耗雑材費	上記材料に係る消耗雑材費	式	1.0	
3. 撤去・設置費 (4階研修室)					
(1)既設設備撤去					
	既設機撤去作業費	現場内小運搬含む	式	1.0	
	フロンガス回収及び破壊処理費		式	1.0	
	有価材積込・運搬・計量・集積		式	1.0	敷地内へ移動
(2)新設設備設置					
	搬入据付費	現場内小運搬含む	式	1.0	
	屋外機搬入用重機経費	ラフテレーンクレーン4.9t吊級 設置・撤去時、運搬等経費含む	式	1.0	
	配管設置		式	1.0	
	保温配線設置		式	1.0	
	真空引・ガスチャージ費		式	1.0	
	試運転調整費	耐圧含む	式	1.0	
	消耗雑材費	設置・試運転調整等に係る消耗雑材費	式	1.0	
4. 現場発生材処分					
	積込・運搬(廃ブラ)		m ³	1.0	
	処分費(廃ブラ)		m ³	1.0	

令和5年度

土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	配置図・案内図	1	
2	庁舎立面図	1	
3	電気・空調設備1階平面図	1	
4	電気・空調設備4階平面図	1	
5	電気・空調設備屋上平面図	1	
計		5	